検査業務の概要及び当該検査業務を行う組織に関する事項を記載した書類

（規則第３０条第２項第５号イ）

(1)　検査業務の概要

【検査区分（消毒検査)】

確認事項
くん蒸処理
熱処理、低温処理
薬剤処理

【検査区分（目視検査)】

検査対象品目
栽培用種子
苗木類
球根類、塊茎類
生果実
生野菜
切り花
食用種子、穀類、油料種子
乾燥植物類
木材
中古農業機械等の物品

二国間協議案件等

「二国間協議に係る生果実輸出検査実施要領に定める対象品目」

【検査区分（精密検査)】

検査対象有害動植物	検査方法	同定方法	主な検査品目
線虫類	ベールマン法 **ミキサー・** **ふるい分け法**	形態の確認	種子等 生果実等 生野菜等 切り花等